

公 告

下記のとおり企画競争を実施します。

記

1. 競争に付する事項

- (1) 件 名 スーパーコンピュータ「富岳」に関するイベント実施業務
- (2) 数量・規格 別紙仕様書のとおり
- (3) 履 行 期 限 2022年3月23日
- (4) 履 行 場 所 別紙仕様書のとおり

2. 内容

スーパーコンピュータ「富岳」の成果創出の最大化のため、利用者・利用分野の拡大を目的として、今年度実施予定のイベントに関して、企画および開催にかかる業務を委託するもの。

3. 予定予算規模

1,500万円(税込)未満

4. 企画競争に参加する者に必要な資格

- (1) 国立研究開発法人理化学研究所契約事務取扱細則第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国立研究開発法人理化学研究所競争契約参加資格又は国の競争参加資格(全省庁統一資格)のいずれかにおいて、令和3年度に「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
- (3) 仕様書において定める要件を全て満たすものを提供できること。

5. 応募書等の締切日時及び提出場所(詳細は企画競争実施要領を参照)

- (1) 締切日時 2021年6月2日 15時00分
- (2) 提出場所 兵庫県神戸市中央区港島南町7-1-26
国立研究開発法人理化学研究所 神戸事業所 研究支援部経理課 [担当:松田]

6. 企画競争説明書等の交付場所

国立研究開発法人理化学研究所 HP よりダウンロード

7. 選考方法

国立研究開発法人理化学研究所が設置する企画選考委員会において、別に定める企画競争の方法および評価基準に基づき評価の上、選考する。

8. 企画競争説明会の日時及び場所

開催しない。

9. 反社会的勢力の排除について

企画競争参加者が次のいずれかに該当するときは、企画競争に参加することが出来ない。

- (1) 役員等(競争参加者が個人である場合にはその者を、競争参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者。
- (2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

10. その他

- (1) 企画競争に関する詳細は企画競争実施要領による。
- (2) 契約に係る情報の公表：当研究所と一定の関係を有する者と契約する場合には、当研究所からの契約者への再就職状況等について公表を行うものとする。詳細については、以下を参照のこと。

URL：<http://choutatsu.riken.jp/r-world/info/procurement/info/detail/id/000004431>

以 上

(参考)

国立研究開発法人理化学研究所 契約事務取扱細則（抜粋）

（一般競争参加者の制限）

第5条 契約担当役等は、一般競争に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 契約担当役等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事、製造若しくは役務の提供を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(2) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

(6) その他、研究所に不正な行為をしたとき。

(7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

3 契約担当役等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。